

平成25年6月6日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（18名）

1番	伊藤勝巳	2番	川瀬知之
3番	鈴木みどり	4番	那須英二
5番	三宮十五郎	6番	早川公二
7番	平野広行	8番	三浦義光
9番	横井昌明	10番	堀岡敏喜
11番	炭竈ふく代	12番	山口敏子
13番	小坂井実	14番	佐藤高清
15番	佐藤博	16番	武田正樹
17番	伊藤正信	18番	大原功

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

8番	三浦義光	9番	横井昌明
----	------	----	------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（32名）

市長	服部彰文	副市長	大木博雄
教育長	下里博昭	総務部長	佐藤勝義
民生部長兼 福祉事務所長	山田英夫	開発部長	石川敏彦
教育部長	服部忠昭	総務部次長兼 総務課長	村瀬美樹
総務部次長兼 防災安全課長	伊藤久幸	民生部次長兼 健康推進課長	服部誠
民生部次長兼 福祉課長	前野幸代	民生部次長兼 介護高齢課長	佐野隆
開発部次長兼 商工観光課長	服部保巳	開発部次長兼 下水道課長	三輪眞士
会計管理者兼 会計課長	渡辺安彦	教育部次長兼 生涯学習課長	八木春美
監査委員 事務局長	松川保博	財政課長	石田裕幸
秘書企画課長	山口精宏	税務課長	伊藤好彦
収納課長	山守修	市民課長兼 鍋田支所長	平野進

十四山支所長	花井明弘	保険年金課長	平野宗治
環境課長	鈴木浩二	総合福祉センター 所長	佐野隆
児童課長	渡辺秀樹	農政課長	半田安利
土木課長	橋村正則	都市計画課長	竹川彰
学校教育課長	立松則明	図書館長	奥田和彦

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	伊藤邦夫	書記	佐野智雄
書記	浅野克教		

6. 議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	諸般の報告
日程第4 報告第1号	専決処分の報告について
日程第5 同意第2号	公平委員会委員の選任について
日程第6 議案第36号	弥富市税条例の一部改正について
日程第7 議案第37号	弥富市税外収入に係る延滞金に関する条例の一部改正について
日程第8 議案第38号	弥富市国民健康保険税条例の一部改正について
日程第9 議案第39号	弥富市介護保険条例及び弥富市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
日程第10 議案第40号	平成25年度弥富市一般会計補正予算（第1号）

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開会

○議長（佐藤高清君） ただいまより平成25年第2回弥富市議会定例会を開会いたします。  
これより会議に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤高清君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。
会議規則第88条の規定により、三浦義光議員と横井昌明議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長（佐藤高清君） 日程第2、会期の決定を議題とします。  
お諮りします。  
第2回弥富市議会定例会の会期を本日から26日までの21日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。  
よって、会期は本日から26日までの21日間と決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長（佐藤高清君） 日程第3、諸般の報告をします。
地方自治法の規定により、監査委員から例月出納検査及び定期監査の結果報告書が、弥富市長から平成24年度一般会計及び農業集落排水事業特別会計予算の繰り越しに関する書類が、海部津島土地開発公社から平成24年度事業決算に関する書類がそれぞれ提出され、その写しを各位のお手元に配付してありますので、よろしく願いをいたします。
以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 報告第1号 専決処分の報告について

○議長（佐藤高清君） 日程第4、報告第1号を議題とします。  
地方自治法第180条第2項の規定による長に委任した専決処分については、各位のお手元に配付してあります文書をもって報告にかえさせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 同意第2号 公平委員会委員の選任について

○議長（佐藤高清君） 日程第5、同意第2号を議題とします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

服部市長。

○市長（服部彰文君） 皆さん、おはようございます。

平成25年第2回弥富市議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、公私とも極めて御多忙の中を御出席賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

本定例会におきまして、まず初めに提案し、御審議いただきます議案は、同意1件でございまして、その概要につきまして御説明申し上げます。

同意第2号公平委員会委員の選任につきましては、服部英哉氏が平成25年6月30日任期満了のため、その後任者として、弥富市松名六丁目67番地、伊藤種雄氏を選任いたしたいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） これより同意第2号の質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

[挙手する者なし]

○議長（佐藤高清君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方はありますか。

[挙手する者なし]

○議長（佐藤高清君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案は同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第36号 弥富市税条例の一部改正について

日程第7 議案第37号 弥富市税外収入に係る延滞金に関する条例の一部改正について

日程第8 議案第38号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第9 議案第39号 弥富市介護保険条例及び弥富市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

日程第10 議案第40号 平成25年度弥富市一般会計補正予算（第1号）

○議長（佐藤高清君） この際、日程第6、議案第36号から日程第10、議案第40号まで、以上5件を一括議題とします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

服部市長。

○市長（服部彰文君） 先ほどは、同意第2号につきまして御承認賜りまして、ありがとうございます。

次に提案し、御審議いただきます議案は、条例関係議案4件、予算関係議案1件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第36号弥富市税条例の一部改正につきましては、地方税法の一部改正により、寄附金税額控除、延滞金等の割合等の特例、住宅借入金等特別税額控除の適用期間の延長等を定める規定の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第37号弥富市税外収入に係る延滞金に関する条例の一部改正につきましては、地方税法の一部改正により、延滞金の割合の特例を定める規定の整備を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第38号弥富市国民健康保険税条例の一部改正につきましては、国民健康保険法施行令等の一部改正により、後期高齢者医療制度へ移行した被保険者世帯にかかわる世帯平等割額の減額措置を延長する規定の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第39号弥富市介護保険条例及び弥富市後期高齢者医療に関する条例の一部改正につきましては、地方税法の一部改正により、延滞金の割合の特例を定める規定の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第40号平成25年度弥富市一般会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ3,609万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を135億6,609万4,000円とするものであります。

歳出の主な内容といたしましては、総務費におきまして、土地の移動を電子データで管理ができるようにするためのシステム構築業務委託料598万5,000円、農林水産業費におきましては、トラクターなどの購入に対する補助金348万9,000円、農地防災対策事業促進協議会負担金161万円、土木費におきましては、市道境114号の道路改良工事請負費1,500万円、市道錦通り線の交通安全施設整備工事請負費850万円、教育費におきましては、桜小学校が県教育委員会から委託を受けて行う道徳教育総合推進事業の報償費6万円、需要費12万円であります。

これらに対して、まず主な歳入といたしましては、国から地域元気臨時交付金9,750万円、県からの農業振興対策事業補助金348万9,000円、緊急雇用創出事業基金事業費補助金598万5,000円、道徳教育総合推進事業委託金18万円を増額計上する一方、財政調整基金繰入金7,169万円を減額するものであります。

以上、提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては、関係部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 議案は担当部長に説明させ、補正予算は説明を省略させます。

まず、佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 議案第36号弥富市税条例の一部改正についてでございますが、11枚はねていただきまして条例のあらましをごらんください。これに基づき説明申し上げます。

第1番目として、平成25年から復興特別所得税が課税されることに伴いまして、所得税において寄附金控除の適用を受けた場合には、所得税額を課税標準とする復興特別所得税額も軽減されることを踏まえ、ふるさと寄附金に係る特別控除額の見直しを行うものでございます。

第2番目として、独立行政法人森林総合研究所が行う一定の事業に伴う仮換地等の指定があった場合における固定資産税及び特別土地保有税の納税義務者の特例措置を廃止するものでございます。

第3番目として、国税の見直しに伴いまして、延滞金の割合を本則14.6%の部分は特例基準割合プラス7.3%と、納期限後1カ月以内の本則7.3%の部分は特例基準割合プラス1%とすることとし、及び還付加算金の割合を特例基準割合とするものでございます。

第4番目として、個人住民税における住宅ローン控除につきましては、その対象期間を平成26年1月1日から平成29年12月31日まで4年間延長することとし、その期間のうち、平成26年4月1日から平成29年12月31日までに住宅を取得した場合の控除限度額を、所得税の課税総所得金額等の7%、最高13万6,500円でございますが、それに拡充するものでございます。

第5番目として、災害備蓄倉庫に係る固定資産税につきましては、課税標準を3分の2とするものでございます。

第6番目として、その有する居住用家屋が東日本大震災により居住の用に供することができなくなった者の相続人が当該家屋の敷地を譲渡した場合には、当該相続人が居住用財産の譲渡に係る特例の適用を受けることができる措置を講ずるものでございます。

第7番目として、この条例は公布の日から施行する。ただし、一部については平成26年1月1日、または平成27年1月1日から施行するものでございます。

次に、議案第37号弥富市税外収入に係る延滞金に関する条例の一部改正についてと、1つ飛びまして、議案第39号弥富市介護保険条例及び弥富市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、この2つにつきましては同じ内容でございますので、議案第37号のほうで説明し、第39号の説明は省略させていただきます。

議案第37号弥富市税外収入に係る延滞金に関する条例の一部改正について、これでございますが、3枚はねていただきまして、条例のあらましをごらんください。これに基づき、説明申し上げます。

第1に、国税の見直しに伴い、延滞金の割合を本則14.6%の部分は特例基準割合プラス7.3%と、納期限後1カ月以内の本則7.3%の部分は特例基準割合プラス1%とするものがございます。

第2に、この条例は平成26年1月1日から施行し、改正後の規定は平成26年1月1日以後の期間に対応する延滞金に適用するものがございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 次に、山田民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（山田英夫君） 議案第38号弥富市国民健康保険税条例の一部改正について、御説明申し上げます。

国民健康保険の加入者で75歳になられた方、一定の障害のある方は65歳以上というふうになりますが、後期高齢者医療制度に移行することによりまして、その世帯が単身の世帯になる場合には、5年間は特定世帯として医療分と支援分に係る平等割が半額となっております。これは従来どおりでございました。

さらに、その後3年間は特定世帯が特定継続世帯ということで、この平等割額が4分の3の額になるものがございます。この軽減の取り扱いに該当する世帯が所得が少ないことにより、低所得者の方に対する軽減制度に該当する場合につきましては、平等割額の半額、または4分の3となる額にそれぞれの割合、7割、5割、2割の軽減がございましたが、さらに軽減されるということがございます。

3枚はねていただきまして、新旧対照表をごらんください。

第5条の2でございますが、国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額の従来特定世帯の平等割額、これが2万2,000円というふうになっておりますが、この現行の制度はそのまま、新たに特定継続世帯として引き続き3年間継続し、平等割額の4分の3という額になるものがございます。2万2,000円の4分の3、1万6,500円というふうになるものがございます。

以下、同様でございますので、個々の説明は省略させていただきたいと思いますが、簡潔に申し上げますと、それぞれの条文の特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯の平等割額は現行どおり、従来どおりでございまして、特定継続世帯を新たに設けまして、平等割額の4分の3の額になるというものがございます。

附則。施行期日、第1項、この条例は公布の日から施行する。ただし、附則第15項の改正規定は平成26年1月1日から施行する。

適用区分、第2項、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税に定めるものを除き、改正後の弥富市国民健康保険税条例（以下「新条例」という。）の規定は平成25年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成24年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

第3項、新条例附則第15項の規定は平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用する。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） お諮りします。

本案5件は継続議会で審議したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案5件は継続議会で審議することに決定しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議はこれにて散会をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時18分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐藤 高 清

同 議員 三 浦 義 光

同 議員 横 井 昌 明